

元朝財政統計の基準紙幣と商税

宮澤知之

緒言

統計に基づく元朝の財政史料は必ずしも多くはない。それだけに限られた統計史料を有効に活用して元財政の特徴を導き出すことが重要である。元朝の統計史料を扱ううえで特に注意を要するのは鈔額である。なかには『元史』巻93 食貨志、税糧、江南三省天曆元年(1328)夏税鈔数のように「中統鈔〇〇錠」のように紙幣の種類を明記するものもあるが、大抵の場合、自明のことであるためか、どの紙幣による統計であるのか明記しないのが普通である。元朝の幣制は、当初の雑種幣制を統一的な幣制に改革した中統元年(1260)以後、鈔の価値下落に対応して、至元24年(1287)、至大2年(1309)、至大4年(1311)、至正10年(1350)に改革され、そのつど上位におかれる鈔が変更された。このような事態に対し国家の財政はどの鈔を基準に運営されたのか、確認しておく必要があるだろう。本稿は元朝を通して財政統計の基準紙幣がどのように変遷したかを確認するとともに、基準となる鈔の種類が異なれば、財政統計の解釈も大きく変わることを、商税統計を通じて見ることとしたい。

1、元朝財政統計の基準紙幣

最初に元朝の幣制の変遷を表示し、その内容を簡単にまとめておく(表1)。

表1、元朝幣制の変遷

雑種幣制	中統以前 銀・糸のほか地域的紙幣
中統幣制	中統1年(1260)10月—至元24年(1287)3月 中統鈔1貫=(銭1貫)=(銀1/2両) 銅銭を発行せず。中統4年金銀の私売買の禁止(至元21年解禁)。
(第1次)至元幣制	至元24年(1287)3月—至大2年(1309)9月 至元鈔1貫=中統鈔5貫=(銭1貫)=(金1/15両)=(銀1/2両) 中統鈔の発行停止。 改革前の短期間、至元通宝の発行。金銀の私売買の禁止、大徳8年、金銀私売買の解禁。
至大幣制	至大2年(1309)9月—至大4年(1311)4月 至大銀鈔1両=至元鈔5貫=銭1貫=(金1銭)=(銀1両) 中統鈔の発行停止。 至大通宝・大元通宝の発行。金銀の私売買の禁止。
(第2次)至元幣制	至大4年(1311)4月—至正10年(1350)11月 至元鈔1貫=中統鈔5貫=(銭1貫) 中統鈔を発行。 銅銭使用の禁止、金銀の私売買の解禁

至正幣制 至正 10 年(1350)11 月以後

中統鈔(至正鈔) 1 貫＝至元鈔 2 貫＝中統旧鈔 10 貫＝錢 1 貫

至正通寶の発行、

- ・ 雜種幣制については、高橋弘臣『元朝貨幣政策成立過程の研究』(東洋書院、2000 年)を参照。
- ・ 銅錢は至大幣制・至正幣制を除いて、現実には発行されていないが、中統鈔・至元鈔のデザインに明らかなように、発行当初は鈔・錢は等価であるとみなされる。
- ・ 元朝では中統幣制以後、鈔と銀が貨幣としてリンクしたことは一度もない。至大幣制においても至大銀鈔 1 両＝銀 1 両＝金 1 錢を規定するが、一方で金銀を交換手段として用いることも禁止する。詳しくは、宮澤「元代後半期の幣制とその崩壊」(『鷹陵史学』27、2001 年)。
- ・ 金銀の私売買の禁止と解禁の変遷については、前田直典「元代に於ける鈔の発行制度とその流通状態」(初出 1944 年、『元朝史の研究』東京大学出版会、1973、所収)。

さて、財務はどの鈔によって表示すべきかを指示した記事、あるいは財務を処理する鈔の種類を明記した具体例を集めてみた。

中統幣制時期

【a】まず王惲『秋澗先生大全集』巻 80、中堂事記上、中統二年(1261)二月五日丁酉に、

時鈔法初行、……所納酒醋稅塩引等課程・大小一切差發、一以元寶為則。とあり、酒醋稅塩引等課程・大小一切の差發は、中統鈔で納入することとしたが、注意すべきは、中統鈔で納入したとしても、すべての価格・課額・歳額が中統鈔で決められたとは限らないことである。塩引価格は銀で決められ(後述のように、塩引価格が鈔で表示することになったのは至元 13 年である)、商稅額も少なくとも至元 7 年までは銀による歳額である。課程・差發納入は鈔で、財務管理は銀で行うというように、中統鈔發行当時、両者は分離していた。

【b】しかし『元史』巻 5、中統 3 年(1262)7 月戊午に、

勅、私市金銀、応支錢物、止以鈔為準。

とあるように、中統 3 年には、民間の金銀交易で支払い手段にもちいる錢物は鈔を准となすこととなった。南宋併合前の華北でよく用いられた貨幣は銀と糸である。ここでは金・銀と錢・物の交易のとき、中統鈔で価格計算せよというのであろう。おそらく民間の私買売において銀による価格表示・計算から鈔による表示・計算への移行を、政府が促した政策であると思う。

【c】『元典章』巻 26、戸部、賦役、物価、月申諸物価直に、

中統五年、欽奉詔書内一款、雨沢分数・諸物価以鈔為則、毎月一次申部。

とあるのは、中統 5 年(1264)、民間の物価を中統鈔で表示して戸部に報告せよとしたものである。

【d】『元史』巻 94 食貨志、塩法、河東之塩に、

(中統)三年(1262)、以太原民戸自煎小塩、歳辦課銀一百五十錠。五年、又増小塩課銀為二百五十錠。……(至元)十年(1273)、命撈塩戸九百八十餘、每丁

撈塩一石、給工価鈔五錢。歳辦塩六万四千引、計中統鈔一万一千五百二十錠。とあり、中統3年と5年に太原民戸の自煎塩の歳課を銀で定め、至元10年解塩の生産にたずさわる撈塩戸の歳課額を中統鈔で表記している。中統幣制の期間、華北で歳額が銀から中統鈔に変わった例と思われる。

【e】『元史』巻94、食貨志、塩法に、

太宗庚寅年(2年、1230)、始行塩法、毎塩一引重四百斤、其価銀一十兩。世祖中統二年、減銀為七兩。至元十三年、既取宋、而江南之塩所入尤広、毎引改為中統鈔九貫。

とあるのは、至元13年(1276)江南を征服したとき、塩引価格の表示を銀から中統鈔に変更した例である。

第1次至元幣制時期

【f】『通制条格』巻14、倉庫、錢糧去零に、

至元二十五年九月、……戸部照得、凡有収支、中統宝鈔積算到総数、若至伍釐収作壹分、伍釐以下削去。如至元宝鈔、若至伍釐収作壹釐、伍毫以下除去。とあるのは、至元鈔を発行した至元24年(1287)の翌年、官庁での収支の計算を中統鈔とする例である。

【g】『元典章』巻21、戸部、支、錢糧数目以零就整に、

大徳十一年(1307)正月、……戸部呈、中統宝鈔以貫為兩、以十分為分、已下別無厘鈔。至元宝鈔、貫至五貫為止、子母相權、通行流転。今照得、各道宣慰司・随路官府・各衙門申開、遇有収支、多係中統宝鈔、往往照依物価、分例扣算、至有分以下厘毛、系忽微塵、不惟紊繁、實是虛文。擬自今後凡有収支物、折中統鈔積算、到総数若至五厘、収作一分、五厘以下削去、如至元宝鈔、若至五毛収作一厘、五毛以下亦以去。

とあるのは、大徳11年(1307)、地方官府の会計は中統鈔で行うことが多いとする。ただし【f】と同様、「如至元宝鈔……」の文言があり、場合によっては至元鈔で計算することもあったようだ。

【h】『元史』巻22、至大元年(1308)11月庚申に、

増官吏俸、以至元鈔依中統鈔数給之、止其祿米、歳該四十万石。

とあるのは、中統鈔の額で至元鈔を支給する例である。会計は中統鈔である。

【i】『元典章』巻22、戸部、課程、雜課、和買諸物税錢に、

至大二年五月、袁州路奉江西行省劄付、近為吉州路・臨江二路、将大徳十年(1306)收到和買木綿税鈔、依正課結解事。移准中書省咨該、大徳十年和買木綿布正、吉州路收到税錢中統鈔二百六十三定一兩二錢一分、既於各月正課内結解、年終作数考較、失収布税四十六定二十八兩五錢一分。亦着落。……送拋戸部呈、議得、凡官司和買官物、難同客商人等私相買売、合該税錢、另項作数起解。

とあるのは、至大2年(1309)9月の至大幣制改革直前、和買時の税錢を中統鈔で会計する実例である。【f】から【i】まで第1次至元幣制の時期にあたり、中統鈔は通用するが、発行は停止されていた。年とともに中統鈔の流通は減少したであろう。従ってこれらの事例は、当初中統鈔を出納するのではなく、中統鈔を基

準に財務処理を行うことを示している。

至大幣制時期

【j】『元史』卷 23、至大 3 年正月乙未に、

定税課法。諸色課程、並係大德十一年考較、定旧額・元増、総為正額、折至元鈔作数。

とあるのは、至大幣制施行にあたって、諸色課程の正額を中統鈔でなく至元鈔に折した例である。

第 2 次至元幣制時期

【k】『元典章』卷 20、戸部、鈔法、住罷銀鈔銅錢使中統鈔(十三條)至大 4 年 4 月に、

一、中統鈔廢罷雖久、民間物価、每以為准。有司依旧印造、与至元鈔、子母並行、以便民間。凡官司出納・百姓交易、並計中統鈔。

とあるのは、至大 4 年(1311)4 月、至大幣制を廢止し至元幣制にもどしたとき、官司出納、民間交易はすべて中統鈔で計算することとした例である。

【l】『元史』卷 82 選舉、銓法、入粟補官に、

天曆三年、……江南・陝西・河南等處富實之家願納粟補官者、驗糧數等第、……其願折納價鈔者、並以中統鈔為則。江南三省每石四十兩、陝西省每石八十兩、河南并腹裏每石六十兩。

とあるのは、納粟補官の規定であるが、第 2 次至元幣制時期であるから至元鈔が上位にあるにもかかわらず、鈔で折納する場合は中統鈔で規則をたてる例である。

【m】『元史』卷 97、食貨志、塩法に、

至正三年、監察御史王思誠、侯思礼等建言、……窃計官塩二万引、每引脚価中統鈔七貫、総為鈔三千錠、而十五局官典俸給、以一歲計之又五百七十六錠。

とあるのは、至正 3 年(1343)、塩法にかかわって脚価、官典俸給が中統鈔で計算される例である。

以上の引用例からいくつかのことが分る。

まず、財務は、至元 13 年(1276)南宋を併合する以前は、中統幣制下であっても銀の重量単位の両で行った。併合後は中統鈔である。江南を支配下に入れたとき銀を中核とする財政が維持できなかつたからである。そもそも中統元年(1260)中統鈔を發行する直前、糸を本とする交鈔(糸鈔)を發行したが、さらに中統鈔と同時に銀と等価の中統銀貨なる絹製の貨幣を發行するはずであつた(『国朝文類』卷 40 雜著、経世大典序録、鈔法)。これらの貨幣はそれぞれ、糸・銀を本とする貨幣であり、華北では糸・銀が流通していた状況に対応して創出されたのである。ところが糸鈔は繼續して發行された形跡がなく、中統銀貨は結局実現しなかつたという。江南統治が日程にのぼるようになると、糸・銀を本とする鈔は脱落し、結局錢を本とする中統鈔だけに絞られたのである。ただし中統鈔の本であるべき錢は發行されず、まだ華北に財政的基盤をおく以上、銀のもつ意味は依然として大きく、財務も銀で計算されたのである。しかし鈔による納税が次第に拡張され

ており、いずれ鈔による財務計算に移行する素地は形成されていた。そして江南を実際に統治下に置くと同時に、江南の経済状況にあわせて理念的には銅錢を本とする中統鈔による財務に転換した。江南経済は南宋のとき紙幣の流通が盛んであったが、基本は銅錢であったからである。

至元24年(1287)、中統鈔が廃止され、至元鈔が発行されても(第1次至元幣制)、財務は中統鈔による運営をそのまま踏襲した。中統幣制では中統鈔1貫が銅錢1貫に相当すると見做されたが、至元幣制では銅錢1貫に相当すると見做されたのは至元鈔1貫であったから、中統鈔は錢に対して実質1/5に切り下げられた。至元幣制施行にあたって、基準となる鈔を中統鈔から至元鈔に変更すれば、実質的に錢基準を維持したことになるにもかかわらず、切り下げた中統鈔で財務を維持したことによって、財政規模は表面上5倍に膨張した。

至大2年(1309)から4年に到る至大幣制の期間は、財務は至元鈔で行った。至大銀鈔1両＝至元鈔5貫＝錢1貫＝(金1錢)＝(銀1両)であるから、至元鈔による貨幣計算は、錢を基準に計ると、至元幣制下での中統鈔と同じ位置になる。従って基準紙幣の変更にもかかわらず、財政規模はその影響を受けない。すなわち至元幣制下の中統鈔5貫＝錢1貫、至大幣制下の至元鈔5貫＝錢1貫である。

なお中統幣制・第1次至元幣制・至大幣制下では、金銀の私買売はおおむね禁止され、財務に影響しなかった。金銀の私買売が公認されたのは、至元21年—24年と大徳8年—至大2年のわづかな期間のみである。至大幣制では至大銀鈔1両は銀1両・金1錢に準じると決められてはいたが、金銀による買売は禁止されたため、金銀は交換手段としての貨幣機能を発揮することができなかった。

至大4年(1311)、至元幣制が復活すると、中統鈔の印造発行が再開され、財務は再び中統鈔で行うようになった。同時に金銀の買売が解禁された。その翌年、中統鈔と銀の価値関係を変更するという次の記事がある。『元典章』卷22、戸部、課程、塩課、銀中塩引に、

皇慶元年(1312)二月二十四日、中書省奏過事内一件、節該、預買来年塩引、除辺遠中糧塩引外、依先例十分中取一分銀。在先一定銀折二十定鈔来。如今添五定、每一定銀做中統鈔二十五定呵怎生、奏呵、那般者麼道聖旨了。欽此。これによると、

銀1錠＝中統鈔25錠＝至元鈔5錠
の関係がある。単位を小さくすると、

銀1両＝中統鈔25貫＝至元鈔5貫

となり、第1次至元幣制の銀1両＝至元鈔2貫と比べると、至元鈔は2/5に減価している。中統鈔も当然そうである。実は銀と至元鈔の比価は、至大幣制の、銀1両＝銀鈔1両＝至元鈔5貫と同じである。つまり銀を基準におくと、至大幣制の至大銀鈔1両と第2次至元幣制の至元鈔1貫(両)とは、同じ価値なのである。つまり、至大幣制から至元幣制への復帰は至大銀鈔を至元鈔に置き換えただけとも言える。

つぎに銅錢を基準にとると、至大銀鈔1両＝至元鈔5貫＝銅錢1貫が、至元鈔1貫＝中統鈔5貫＝(錢1貫)に置き換わったわけだが、至元鈔の価値は銅錢に対し5倍に上昇した。復活した中統鈔は、至大幣制下の至元鈔の位置にはいるの

で、至大幣制下での至元鈔による財務と、第2次至元幣制下での中統鈔による財務は規模が同じである。換言すると、至大幣制から第2次至元幣制への変更にもなって、財務の基準となる鈔を至元鈔から中統鈔に変更しても、財政規模は、至元鈔1貫＝中統鈔5貫のレートにもかかわらず拡大しない。

至正幣制のもとでは、財務は原則的に中統鈔で計算運営される。ここにいう中統鈔とは、至正10年(1350)の改革によって、中統鈔1貫＝至元鈔2貫＝銅錢1貫のように、至元鈔より上位の鈔に設定しなおされ、しかも銅錢と等価とされた中統鈔で、背面に「至正印造元宝交鈔」の印を押したものである。第2次至元幣制と錢を基準に比較すると5倍の価値がある。中統鈔で表示される額は1/5に圧縮されることに注意すべきである。この新たな中統鈔を民間では至正鈔あるいは新鈔といった。印を押していない中統鈔は旧鈔といい、旧来の至元鈔1貫＝中統旧鈔5貫のレートである。

なお先に、財務は原則的に中統鈔で計算運営されると述べたのは、例外的に至元鈔のこともあるからである。例えば、至正11年3月12日江南行臺が准けた御史臺の咨によると、各道廉訪使以下の俸給を中統鈔で定めているが、各処巡検・獄丞・司獄だけは「歳給宝鈔陸拾錠」となっている。「宝鈔」とは至元通行宝鈔すなわち至元鈔のことで、巡検等の俸給は至元鈔60錠とする(『南臺備要』均禄秩)。至元鈔60錠は中統鈔30錠と等しく、他の官吏とのバランスから見て適当な額である。わざわざ宝鈔60錠というのは、彼らには至元鈔で支給するからであろう。

以上を通して見ると、鈔で貨幣計算するようになった至元13年以後、中統鈔1種類だけの中統幣制では中統鈔が、至元鈔が中統鈔の上位であった2回の至元幣制では中統鈔が、至大銀鈔が至元鈔の上位であった至大幣制では至元鈔が、中統鈔が至元鈔の上位であった至正幣制では中統鈔が基準であった。至大幣制は20カ月と短かったので、ほぼ財務の計算は中統鈔で行われ続けたと言える。中統鈔は至元幣制・至大幣制で、2回の1/5の切り下げがあったので、1/25にまで減価し、第2次至元幣制で1/5に回復、至正幣制で銅錢と等価となり、中統幣制下の状況にたちもどったのである。

このように元朝の史料に残る財政統計は、至大幣制時を除いて中統鈔で表示された。そして正式に発行されたか否かにかかわらず、想定される銅錢を基準にして計った中統鈔の価値は、中統から至正まで約90年のあいだに、至大年間を最低値として下落→上昇と変動する。各時期の財政統計は、中統鈔のこの価値変動を修正して比較する必要がある。すなわち中統鈔で表示する財政規模は、中統幣制時期を基準にとると、第1次至元幣制時期は5倍に拡大し、至大幣制時期は至元鈔表示なのでやはり5倍を維持、第2次至元幣制時期も5倍のまま、至正幣制時期は1/5に圧縮されて中統幣制時期と同じになる。

ところで、ここに例外がある。『元史』巻18、元貞元年(1295)7月己卯に、
詔申飭中外、……計贓以至元鈔為則。

と、至元幣制下で計贓は至元鈔で行うこととしたというのである。元貞元年の申勅であることに注目すると、その以前から至元鈔で計贓することになっていたに

もかかわらず、実際には中統鈔で計贓することがあったらしい事情も窺える。中統鈔で計贓すれば、至元鈔の場合の5倍の額になる。至元幣制下、計贓における中統鈔から至元鈔への変更は、贓額を1/5に下げる措置である。

2、商税統計について

私はかつて以下の商税統計に基づいて以下のように論じた(『宋代中国の国家と経済—財政・市場・貨幣—』創文社、1998年)。

表2、商税額の変遷

至元7年(1270)以前	銀 50,000 錠(中統鈔に換算して 100,000 錠)		
至元7年(1270)	銀 45,000 錠(中統鈔に換算して 90,000 錠)		
至元26年(1289)	腹裏 200,000 錠	江南 250,000 錠	計 450,000 錠
天暦年間(1328-30)	腹裏 300,000 錠	江南 400,000 錠	計 939,530 錠

元史巻7至元7年5月丙辰、元史巻94食貨志商税、至元7年、至元26年。

1、至元26年の歳額は至元鈔による表記であり、腹裏の20万錠は中統鈔100万錠にあたるから、至元7年から26年まで、腹裏の歳額は中統鈔で9万錠から100万錠に、約10倍の増額があった。この10倍という数値は前田直典が考証した同時期の物価騰貴とまさしく一致するから(「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」『元朝史の研究』東京大学出版会、1973年所収)、歳額引き上げは物価騰貴による事実上の減収をもとにもどすことだった。

2、天暦額数939,530錠は至元鈔によると考えられるから、中統鈔に換算した4,697,650錠は、至元7年と比較し約52倍の増額である。物価騰貴20倍前後を考慮すると、増額は3倍にも及ばない。この3倍以内の増額がこの間の南宋併合によるものであることは明らかである。天暦額数を至元鈔による表示だと考えた理由は、至大4年至元幣制にもどしたとき、以後中統鈔によって表示することが指示されたが、これが天暦年間まで遵守されたとすれば、天暦額数939,530錠は、至元7年歳額(中統鈔換算で9万錠)に比して10倍にすぎず、また至元26年歳額(中統鈔換算で225万錠、但し腹裏江南合計)に比して1/4に減少する。これは不自然であると思ひ、至大4年から天暦の間で至元鈔表示に切り換えられたと考えたのである。

3、天暦額数の腹裏と江南を至元26年歳額と比較すると、腹裏では至元鈔で20万錠から30万錠への増加、江南では25万錠から40万錠への増加がみられ、ともに1.5~1.6倍の比率である。この間の物価上昇を考慮すると、歳額の実質的増額は認められない。

以上を図示すると次の通りである。

	至元7年以前	至元7年	至元26年	天暦年間
腹裏	10万錠	→ 9万錠	→ 20万錠	→ 30万錠
	(中統鈔換算)	(中統鈔換算)	(至元鈔)	(至元鈔)
江南			25万錠	→ 40万錠

			(至元鈔)	(至元鈔)
計	10万錠	→	9万錠	→
	(中統鈔換算)		(中統鈔換算)	→
			225万錠	→
			(中統鈔換算)	470万錠
				(中統鈔換算)

さて私のこの以前の考えは誤りであった。下線部の理解が違っていたため、それを出発点とした論旨はすべて無効である。前述のように、元朝の財政統計は至大幣制のごく短期間、至元鈔表示であったのを除くと、中統鈔表示で一貫していた。ここでは今確認したことを前提に元朝商税額の推移を再論したい。

	至元7年以前	至元7年	至元26年	天暦年間
腹裏	10万錠	→	9万錠	→
	(中統鈔換算)	(中統鈔換算)	20万錠	→
			(中統鈔)	30万錠
				(中統鈔)
江南			25万錠	→
			(中統鈔)	40万錠
				(中統鈔)
計	10万錠	→	9万錠	→
	(中統鈔換算)	(中統鈔換算)	45万錠	→
			(中統鈔)	94万錠
				(中統鈔)

至元7年から26年の20年間に、腹裏では2.2倍に増加した。この間至元24年に中統鈔は銭に対して1/5に減価したので、実際には0.44倍、すなわち半分以下に減少したことになる。元朝全域では南宋併合によって江南が加わり9万錠から45万錠に5倍に増額しているが、中統鈔の減価1/5とちょうど相殺されている。

至元7年と天暦年間を比較すると、9万錠から70万錠へ8倍弱の増加を見たが、物価騰貴を考慮すると、江南が加わっても実質はかなりの減額である。至元26年と天暦を比べると、腹裏では中統鈔で20万錠から30万錠への増加、江南では25万錠から40万錠への増加がみられ、ともに1.5~1.6倍の比率であるが40年間の物価騰貴に見合う増加ではない。要するに、至元7年以前の歳額銀5万錠(中統鈔換算で10万錠)は天暦に全国総計94万錠に9倍以上に増加したが、中統鈔の1/5の切り下げ、江南併合による領土の拡大、物価騰貴という諸事情から判断すると、実質は減少し続けたと言えるだろう。

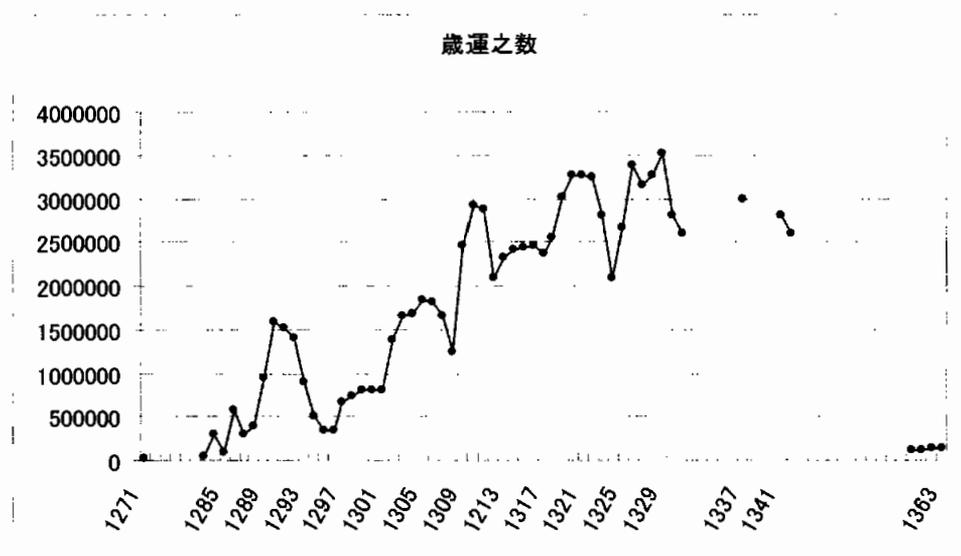
天暦年間の商税額数をもう少し詳しくみると(表3)、腹裏32.3%、河南15.7%、江浙28.6%である。江南3省といっても江浙に圧倒的に偏っていること、腹裏・河南・江浙の合計で76.6%を占めることが注目される。商税は総額の3/4が江浙から河南・腹裏を経過し大都にいたる流通を捉えたものなのである。元朝の商税は通過税がなく、販売地納入の1/30税であるから、天暦の商税額数は江浙から大都まで大運河で運ばれる物資が、運河周辺で購入、船積されて運ばれたことを意味している。このことは『元典章』巻9、吏部、額辦課程処所から知られる大徳7年(1303)ごろの歳額500錠以上の場務の分布からも明らかである。場務が江南から大都まで運河周辺地域に集中しているのである(『宋代中国の国家と経済』255頁)。一方、江浙から大都にいたる物資の移動は、至元20年(1283)海運の開始以後、年をおうごとに輸送量が拡大した(グラフ)。おそらく海運の拡大に

反比例して内地で大都にいたる流通は規模を縮小したと推測する。

小結

小論で得た結論は商税だけでなく国家財政全体の見積もりに影響を及ぼす。例えば至元 21 年(1283)の鈔収入は 932,600 錠といい(『元史』卷 205 盧世栄伝)、天暦 2 年(1329)の鈔収入は 9,297,800 錠(『元史』卷 33 是歳)という。単純に比較するとこの間 46 年間にほぼ 10 倍の伸びである。幣制は、前者は中統幣制、後者は第 2 次至元幣制である。いずれも中統鈔が財務の基本であるが、銅銭と等価とみなされる上位の鈔に換算すると、後者はその 1/5 であるから、約 2 倍の伸びということになる。おそらく元朝財政に対するイメージがかなり異なることになろう。なお言うまでもないが、物価騰貴と鈔の切下げは次元が異なる。2 倍増の鈔収入に物価騰貴を考慮すると、実質はかなりの収入減であったと思われる。

グラフ 歳運之数 単位(石)



元史卷 33, 45, 46, 93, 205。

歳運数には予定額と実際に京師に届いた額があるが、ここでは伝えられたすべての数を予定額として扱っている。元史 93 の歳運数によると、実際の額は予定額の 90% 台後半のものが大部分を占めおり、大勢に影響しない。

表 3、天曆(1328-30)商税額(元史 94 食貨志商税)

腹裏(合計)	303,376 錠	32.3%
嶺北行省	449 錠	0.0%
遼陽行省	8,274 錠	0.9%
河南行省	147,429 錠	15.7%
陝西行省	45,580 錠	4.9%
四川行省	16,676 錠	1.8%
甘肅行省	17,362 錠	1.8%
江浙行省	269,028 錠	28.6%
江西行省	62,512 錠	6.7%
湖広行省	68,844 錠	7.3%
江南3省合計	400,384 錠	42.6%

(みやざわ ともゆき 佛教大学)